

## 「第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の策定について

## 第1 計画の基本的事項

## 1 計画の趣旨・考え方

- 介護保険制度の施行後、道では、「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」の実現を目指して、3年を1期とする「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、市町村の推計を元に、各年度における介護給付等対象サービスの必要見込み量を設定し、各地域において、必要なサービス提供体制が確保されるよう努めてきている。
- 平成27～29年度までを計画期間とする第6期計画においては、中長期的な視点に立ち、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の充実などに取り組み、地域全体で高齢者の方々を支える仕組みづくりの構築を推進してきた。
- 2025年には、団塊の世代が75歳を迎え、65歳以上の人口がピークとなることが予想されているが、都市部では今後も高齢化が進行していくものの、地方では高齢者人口が減少に転じることが予想されるなど、道内各地域の状況は大きく変化していくことが想定される。
- 今後も、介護保険制度を維持しながら、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、保険者である市町村の機能強化を通じて自立支援・重度化防止の取組を進めるなど、「地域包括ケアシステム」をより一層推進していかねばならない。
- 平成30年度からスタートする第7期計画においては、地域の実情や課題、今後取り組むべき施策等を見える化」した上で、2025年を見据えた中長期的な視点に立ち、地域における共通の目標を設定し、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにしていくこととする。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画（北海道高齢者保健福祉計画）及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画（北海道介護保険事業支援計画）として、道が策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定する。

1

- ・計画の基本テーマと基本的な目標
- ・計画を推進するための方針と具体的目標

- (5) サービスの量の見込みと基盤整備
- (6) 計画推進のための具体的取組

## 2 計画の主な内容

- (1) 介護サービス提供基盤の整備
  - ・介護サービスの基盤整備に当たっては、市町村が主体となっており、在宅と施設のサービスの均衡を考慮しつつ計画的に推進し、こうした取組に対する支援策を定める。
- (2) 人材の確保及び資質の向上
  - ・介護人材、介護支援専門員、生活支援コーディネーターなど、地域包括ケアシステムの推進に必要な人材の確保を支援するための方策を定める。
- (3) サービスの質の確保・向上
  - ・要介護者等が適切に介護サービスを利用することができるよう、介護サービス情報の公表に関する体制の整備などについて定める。
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
  - ・市町村と連携して在宅医療提供体制の基盤整備を推進するとともに、医療・介護関係者等との広域的な連携調整など、市町村への支援策を定める。
  - ・療養病床の転換が計画的かつ円滑に進むよう、患者、住民、医療機関等への情報提供、転換支援に係る事項について定める。
- (5) 認知症施策の推進
  - ・新オレンジプランに基づき、認知症サポート医の養成や医療従事者への研修、市民後見人の育成、見守りネットワークの構築などについて、市町村への支援策を定める。
- (6) 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保
  - ・高齢者の生活ニーズに応じて、居住の確保を図るための支援策を定める。
- (7) 生活支援・介護予防サービスの充実
  - ・地域における日常生活支援の充実に向けて、NPO、ボランティア等に対する研修会の開催など、広域的な視点に立ち市町村への支援策を定める。
  - ・地域ケア会議の推進に向けて、関係団体との調整など市町村への支援策を定める。

3

## 3 他計画との関連

この計画は、「北海道地域福祉支援計画（仮称）」、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画」〜すこやか北海道21」、「北海道住生活基本計画」、「北海道高齢者居住安定確保計画」など、関連する計画・指針等と整合性を図る。

## 4 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

## 5 計画策定のための体制等

## (1) 計画の策定体制

## ① 関係機関等との協議

計画の策定に当たっては、道本庁内の関係課等で構成する「北海道高齢化対策推進委員会」において、関係部局等との協議を行う。

また、高齢者保健福祉圏域ごとに、振興局と市町村で構成する「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」において、市町村との意見交換等を行うとともに、道本庁と振興局で構成する「高齢者保健福祉圏域推進協議会」において、圏域間の調整等を行う。

## ② 学識経験者等の意見反映など

学識経験者や保健、医療、介護団体等の関係者で構成する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会」を設置し、計画の協議、検討を行う。

## (2) 道民等の意見反映

広く道民の方々からの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施する。

## 第2 計画の内容に関する基本的事項

## 1 計画の構成

## (1) 計画の基本的事項

・計画策定の趣旨、計画期間、圏域設定、策定体制等

## (2) 高齢者等の現状と将来推計

・高齢者の人口推計、世帯の状況、要介護者数の見込み等

## (3) サービス提供体制の現状と評価

・サービスごとの現状と評価等

## (4) 計画推進のための基本的事項等

2

## (8) 健康づくりと介護予防の推進

・介護予防の取組に関する広域調整、情報提供、保健事業に従事する職員の資質向上などについて、市町村への支援策を定める。

## (9) 介護保険の安定的な運営

・高齢者に対する自立支援・重度化防止や、介護給付等費用の適正化に向けた取組について、市町村への支援策を定める。

## 第3 計画策定スケジュール

平成29年	8月	第1回計画検討協議会（有識者会議）
	11月	第2回計画検討協議会（有識者会議）
	11月	計画（案）議会報告
	12月	パブリックコメント
平成30年	2月	第3回計画検討協議会（有識者会議） 計画（案）議会報告
	3月	計画決定

4